



西設相制第3号
平成27年4月6日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成27年1月19日付け西設相制第13号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 西設相制第13号（平成27年1月19日）の補正内容

旧	新																																																										
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>(1)~(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)</td> <td rowspan="2">端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能</td> <td>ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> <td>1回線ごとに</td> <td style="text-align: right;">5,497 円</td> <td rowspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td>イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> <td>1回線ごとに</td> <td style="text-align: right;">9,854 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">2-1-1-1の2~2-1-2 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">2-2~2-6の2 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1中継局イーサネットスイッチごとに月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネットフレーム伝送機能</td> <td>LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)</td> <td style="text-align: right;">387,083 円</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	区 分			単 位	料金額	備 考	(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,497 円	_____	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,854 円	区 分		料金額	備 考	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	387,083 円	_____	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>(1)~(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)</td> <td rowspan="2">端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能</td> <td>ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> <td>1回線ごとに</td> <td style="text-align: right;">5,494 円</td> <td rowspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td>イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの</td> <td>1回線ごとに</td> <td style="text-align: right;">9,851 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">2-1-1-1の2~2-1-2 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">2-2~2-6の2 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1中継局イーサネットスイッチごとに月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネットフレーム伝送機能</td> <td>LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)</td> <td style="text-align: right;">386,667 円</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	区 分			単 位	料金額	備 考	(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,494 円	_____	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,851 円	区 分		料金額	備 考	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	386,667 円	_____
区 分			単 位	料金額	備 考																																																						
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,497 円	_____																																																						
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,854 円																																																							
区 分		料金額	備 考																																																								
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	387,083 円	_____																																																								
区 分			単 位	料金額	備 考																																																						
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,494 円	_____																																																						
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,851 円																																																							
区 分		料金額	備 考																																																								
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	386,667 円	_____																																																								

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,620円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,985円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	168,231円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	188,700円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	206,130円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,388円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	235,778円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	248,431円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,650円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	271,566円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	358,145円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	421,276円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	472,682円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	517,140円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,388円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	591,727円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	624,460円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	654,589円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	682,980円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	903,929円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,066,255円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,199,053円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,314,048円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,416,883円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,510,165円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,596,066円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,676,321円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,751,799円		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,485円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,807円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	168,022円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	188,466円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	205,874円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,113円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	235,485円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	248,123円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,326円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	271,229円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	357,701円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	420,754円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	472,097円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,501円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	555,700円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	590,996円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	623,690円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	653,782円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	682,138円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	902,820円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,064,952円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,197,592円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,312,451円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,415,166円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,508,340円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,594,141円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,674,303円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,749,695円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	194,045 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,521 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,716 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	337,383 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	368,623 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	395,987 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	421,801 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	444,513 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	466,451 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	486,062 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	641,864 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	755,801 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	848,807 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	929,408 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,000,706 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,065,027 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,124,696 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,179,714 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,231,630 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,638,384 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,940,478 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,189,854 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,407,444 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,603,327 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,782,154 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,947,802 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,103,371 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,250,413 円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網によ り通信路の設定及び 伝送を行う機能（単 位料金区域における 通信に係るものに限 ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	193,713 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,076 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,186 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	336,783 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	367,962 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	395,271 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	421,032 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	443,697 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	465,588 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	485,157 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	640,603 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	754,255 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	847,010 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	927,380 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	998,464 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,062,581 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,122,055 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,176,885 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,228,619 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,633,734 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,934,364 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,182,363 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,398,629 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,593,225 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,770,793 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,935,203 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,089,552 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,235,387 円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,498,497円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,791,667円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごと	0.77417円	_____
		1秒ごとに	0.011322円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,495,934円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,770,833円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごと	0.77285円	_____
		1秒ごとに	0.011303円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成27年4月1日に遡及して適用します。